

標準貨物自動車運送約款の改正に関するQ & A

変更届の様式、料金の設定等について

Q 1 運賃料金変更届の様式と料金設定の考え方を示して下さい。

A 1 今般、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を明確化し、別建てで収受できる環境を整備するため標準運送約款の改正を行いました。これにより、附帯作業のコストの見える化、サービスに見合った対価の収受等を通して、全体としての効率性・生産性の向上が図られるとともに、取引環境の改善に資することとなるものと考えています。現在、標準運送約款を使用されているケースが多いと思いますが、その場合には、今回の改正の施行日（11/4）から改正後の標準運送約款が適用されることとなります。

具体的な運賃及び料金（積込料、取卸料、待機時間料、附帯業務料等）については、今回の標準運送約款の改正及び各事業者における原価計算等による自社のコスト等を踏まえて、設定して頂ければと考えています。

今回の標準運送約款の改正により、積込料、取卸料及び待機時間料については、新たな項目として追加されておりますので、仮に「既存の運賃・料金については、特段変更が不要」と判断された場合においても、これらの料金については設定されていないと思いますので、届出を行って頂くこととなります。その場合には、別添の、積込料、取卸料、待機時間料のみを設定する必要最低限の届出様式例を参考に届出を行って下さい。

なお、附帯業務料（横持ち、縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業等の附帯作業に係る料金）については、金額での設定、又は、実費としての設定、の方法があります。（※既に附帯業務料について実費を収受する旨の設定がされていて、特段変更が不要と判断された場合などには、この部分についての新たな届出は不要となります。）

Q 2 様式例別紙①においては、積込料、取卸料、待機時間料について具体的に金額を記載することになっていますが、数値ではなく個別に定める旨の記載でもよいですか。

A 2 料金については利用者にとって分かりやすいものであることが重要ですので、基本的には料金（定額（単位（時間等）当たりの価格等も含む。))を記載頂くこととなります。

Q 3 変更届の添付書類は、全文でなく変更になった部分のみでよいのですか。

A 3 今般の改正においては、変更が生じた部分の新旧のみで届出を行って頂いて構いません。

Q 4 燃料サーチャージの届出を出している場合、サーチャージの変更届も必要となりますか。

A 4 運賃としての性質を有している燃料サーチャージについては、今回の改正により直接的に変更が必要となるものではありませんが、料金等の変更に合わせて設定しているサーチャージの変更も行うのであれば、合わせて届出をして下さい。

Q 5 今回新たに設定される料金には、時間外、深夜、休日等の割増しも適用されますか。

A 5 適用する場合は変更届にその旨の記載をして下さい。

Q 6 今回の改正で、積合せ運賃料金については、どのような扱いになりますか。

A 6 今回の標準運送約款の改正に伴い、積合せ運賃料金についても、運賃と料金を別建てで収受するよう、貸切運賃と同様に運賃料金の変更届出を行う必要があります。

Q 7 貨物の販売価格に一定率を乗じて運賃料金を決定する等の契約をしている場合、届出の内容はどのようにしたらよいでしょうか。

A 7 今回の改正を、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を収受できるよう、原価計算に基づき自社のコストに見合った運賃及び料金に見直しをする機会としていただければと思います。

Q 8 届出様式例を示すにあたって公正取引委員会との事前調整をされたのですか。

A 8 今回の様式例は一例でしかなく、具体的な額は事業者に決定して頂くため、特に事前の調整はしていません。

尚、トラック協会が目安となるような数字を示したり、料金を統一するような行為をすることは、独禁法に抵触する恐れがありますので避けてください。

Q 9 バラ積みバラ卸し貨物等については、車上における積み込み・取卸し時に、パレットから車上への積み込み、車上からパレットへの取卸しに手間が発生します。これらの作業については、運賃に含まれるものとなるのでしょうか。

A 9 今回の標準運送約款の改正においては、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」の範囲を明確化したところです。積み込み・取卸しを行う際のこのようなパレットへの、あるいはパレットからの積替作業のような運送以外の役務に対する対価については、料金として収受するものに該当するもの

と考えます。

届出期日、方法等について

Q 1 0 運賃料金変更届は施行（11月4日）から30日以内に行う必要がありますか。緩和策等はあるのですか。

A 1 0 省令で変更後30日以内に届出を行うこととなっていますので、新標準約款を使用する事業者は、11月4日以降速やかに届出をして下さい。
標準運送約款の改正に伴う内容以外の見直しを行い、それに応じた届出を行うことも可能です。

なお、一旦届出を行った後に、再度見直しを行い、その内容に応じた届出を行うことも可能です。

Q 1 1 複数の都道府県に事業所等がある場合、変更届等の提出先はどこになりますか。

Q 1 1 主たる事務所を管轄する運輸局宛に提出することになりますが（宛先は運輸局）、実際に書類を提出する受付窓口としては、主たる事務所が所在する運輸支局となります。

Q 1 2 認可運賃当時は運輸局ごとに運賃が設定されていたため、営業所のある各運輸局に運賃を届け出ていますが、今回の変更届出も各運輸局へ出す必要がありますか。

A 1 2 現行の運輸局ごとの運賃を引き続き使用し、かつ今回の約款改正に合わせて料金の変更を行うのであれば、各運輸局宛に届出をしていただく必要がありますが（届出の宛先）、その際の実際の手続としては、主たる事務所が所在する運輸支局に、各運輸局宛の届出書を一括して提出して頂くことが可能です。また、届出制移行後において地域ごとに異なる運賃及び料金を設定し届出をしている場合についても同様です。

Q 1 3 トラック協会が変更届等を取りまとめて支局へ提出してもよいですか。

A 1 3 単純にまとめて提出する分には問題ありません。なお、トラック協会が運賃料金の例を提示することは独禁法に抵触する恐れがあります。また、トラック協会が取りまとめる際に、写しを保管する行為についても、その行為自体が直ちに違法となるわけではありませんが、入手したデータの使用用途によっては違法となる可能性があるため、控えていただくことが望ましいです。（公正取引委員会確認）

改正前の約款の使用等について

Q 1 4 11月4日以降も引き続き改正前の約款を使用することはできますか。

A 1 4 運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を明確化し、別建てで収受できる環境を整備するため標準運送約款の改正を行いましたので、

新しい標準運送約款を使用して頂きたいと考えております。

どうしても改正前の約款を引き続き使用する必要がある事業者については、11月4日までに、認可を受けていただく必要があります。また、11月4日以降は従来の標準運送約款は、改正により「標準運送約款」ではなくなりますので、掲示する際には「標準」「運輸省告示第〇号」「国土交通省告示第〇号」等の記載は削除し、「貨物自動車運送約款」「〇年〇月〇日認可」と記載していただく必要があります。

Q15 どうしても改正前の約款を引き続き使用する必要がある場合の認可申請については、「設定」申請となりますか、「変更」申請となりますか。

A15 「変更」申請をしていただくことになります。従来、標準運送約款を使用しており、どうしても改正前の約款を引き続き使用する必要がある場合については、従来の標準運送約款は、認可を受けたものとみなされているものとなっていることから、認可を受けた約款について変更を行うという扱いになります。

Q16 約款の認可申請の処理期間はどのくらいですか。電子化等で短縮されませんか。

A16 標準処理期間が1ヶ月と公示されています。約款の認可申請については、紙媒体による申請手続となっています。

荷主等への周知、強制力等について

Q17 国から荷主等への周知は行っていますか。

A17 周知用リーフレットを作成し、荷主団体へ送付するとともに、国土交通省本省、各運輸局及び運輸支局が主要な荷主団体等を直接訪問し説明しています。

Q18 11月4日以降も契約期間が残っている契約について、新約款に基づく新たな契約を結ぶ必要がありますか。

A18 今回の約款改正の趣旨からすれば、可能であれば積込料、取卸料、待機時間料を設定した契約に変更していただくことが望ましいですが、契約更新の時期等に合わせて今回の約款の改正を踏まえた見直しの交渉をしていただければと思います。11月4日以降、新たに契約を結ぶものや単発で仕事を受けるような場合は、新しく設定した料金で交渉して下さい。

Q19 新しい約款に基づいて現行の運送契約の見直しを荷主に求めて拒否された場合、強制力や罰則等はあるのですか。

A19 荷主に対しては貨物自動車運送事業法において、強制力や罰則等はありません。

その他

Q 2 0 最低運賃・料金の設定についての検討はされないのですか。

A 2 0 アンケート調査の結果、最低運賃や標準運賃の設定が効果があるという回答の一方で、支障があるという回答もありました。今般の運賃・料金検討会においては、業界全体の意見として概ね一致していた「運賃・料金の別建て」を実現するための方策として標準約款の改正を行ったものです。

Q 2 1 運賃料金変更届出または約款の認可申請のいずれも行っていない場合、監査等において違反の対象となりますか。

A 2 1 違反となりますので、手続きを行って下さい。